

026

農業水利施設を「養子」とみなし、地域で守る

取組主体

法人番号

事業者の種類（業種）

実施地域

胆沢平野土地改良区

9700150036871

 その他事業者
 （農業，林業）

岩手県

- 農業水利施設を地域の財産として適正に保全し、豪雨時等においても農業水利施設の防災機能を発揮させるため、胆沢平野土地改良区では、地元地域とアドプト・プログラム協定を締結している。
- アドプト制度とは里親制度のことであり、農業水利施設を土地改良区、奥州市・金ケ崎町、地域町内会、行政区等の「養子」とみなし、それぞれが可能な維持管理や保全に係る取組を担うことで、施設の機能維持を図ろうというものである。
- 例えば、土地改良区は保険料を負担するとともに活動に必要な資材等を提供し、行政はゴミ処理の負担を担うとともに、管内全体での保全活動を展開するなどの取組を行っている。
- 農業水利施設には親水機能、生態系保全機能等多面的な役割があり、農家以外の住民も利益を享受するものである。地域の財産として保全管理することで、地域防災力強化へとつなげている。